

山口市菜香亭 指定管理者募集要項

平成18年9月

山口市 総合政策部 文化振興課

山口市では、このたび山口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年山口市条例第13号）及び山口市菜香亭設置及び管理条例（平成17年山口市条例第77号）に基づき、次のとおり山口市菜香亭の管理運営を行うもの（以下「指定管理者」という。）を募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名称 山口市菜香亭
- (2) 所在地 山口市天花一丁目2番7号
- (3) 開館日 平成16年10月1日 開館
- (4) 敷地面積 10,479.66㎡
- (5) 建築面積 857.01㎡
- (6) 延床面積 991.66㎡（1階部分750.63㎡ 2階部分241.03㎡）
- (7) 施設概要 構造 木造
階数規模 地上2階
大広間、居間、客間、会議室、事務室、湯沸室、廊下、トイレ、物置、庭

2 山口市菜香亭の管理運営に関する基本的な考え方

指定管理者は、山口市菜香亭を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿ってその管理運営を行うこと。

- (1) 山口市菜香亭は、市民の文化活動、まちづくり活動の場であるとともに、山口市の歴史を広く伝えるシンボルとして観光的な面も含めた幅広い交流の場として位置付けているものであることから、その設置理念に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (3) 個人情報適切な管理を行うこと。
- (4) まちづくりの視点から、地域住民や利用者の意見・要望を管理運営に反映させること。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 事業の実施に関すること
- (2) 施設の管理運営に関すること

*具体的な業務内容については、山口市菜香亭指定管理者仕様書のとおり

4 指定期間

平成19年4月1日～平成22年3月31日 3年間

5 公募及び選定スケジュール

- (1) 受付期間 平成18年9月15日（金）～10月16日（月）
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）
- (2) 現地説明会 平成18年9月12日（火） 10:00～
直接菜香亭に集合のこと

- | | |
|-------------|--|
| (3) 質問書の受付 | 平成18年9月1日(金)～10月6日(金)
午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く) |
| (4) 選定委員会 | 平成18年10月24日(火) |
| (5) ヒアリング | 選定委員会の日に併せて実施 |
| (6) 選定結果の通知 | 平成18年10月下旬 |
| (7) 協定締結 | 平成18年12月下旬(議会議決後) |

6 応募者の条件

市内に主たる事務所、事業所等を有する法人その他団体に応募資格があります。ただし、次に該当する者は、応募者となることができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの
- (2) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条の規定に該当するもの
- (3) 山口市から指名停止措置をうけているもの
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きをおこなっているもの
- (5) 法人又はその他の団体に指定暴力団の構成員がいる場合
- (6) 法人又はその他の団体の代表者が公租公課を滞納しているもの

7 申請方法

申請書類及び部数

- | | |
|--|-----|
| (1) 指定申請書(別記様式1) | 1部 |
| (2) 山口市菜香亭事業計画書(その1)(別記様式2) | 1部 |
| (3) 山口市菜香亭事業計画書(その2)(別記様式3) | 1部 |
| (4) 山口市菜香亭の管理運営に関する収支予算書(別記様式4) | 1部 |
| ※上記(3)、(4)はそれぞれ19年度、20年度、21年度の3ヶ年分を作成してください。 | |
| (5) 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類 | 1部 |
| ※法人格を持たない団体は、規約、構成員名簿、決算書ほか活動状況がわかるもの | |
| (6) 法人にあつては当該法人の登記簿謄本 | 1部 |
| (7) 納税証明書(直近1年分) | 各1通 |
| ※法人の場合:法人税、消費税及び地方消費税、法人市県民税 | |
| その他の団体の場合:代表者の所得税、市県民税 | |
| (8) 法人又はその他の団体の概要書(別記様式5) | 1部 |
| (9) 過去に山口市菜香亭以外の指定管理者の指定を受けたことがあるものにおいては、その事業報告書。(直近1年分) | 1部 |

8 応募、提出にあたっての留意点

- (1) 提出書類は原則A4版縦型として提出してください。
- (2) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。
- (3) 申請書提出にあたっての質問は、質問書(別記様式6)にて提出してください。

※ 回答は、事業実施にあたっての共通認識事項である場合、市のホームページ上に掲載すると共に、他の申請者にも報告します。この時、質問した団体名が特定できないよう配慮

- します。また、回答の内容は、本件仕様書の修正、追加事項となります。
- (4) 市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。
 - (5) 応募にあたって提出した書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。
 - (6) 応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とします。
 - (7) 提出された書類は、いかなる理由があっても返却しません。提出された書類は、指定管理者選定に関する公表等のため必要な場合と次の（８）に該当する場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しません。
 - (8) 提出された書類は、山口市情報公開条例（平成１７年山口市条例第１１号）に基づく情報公開請求の対象となります。
 - (9) 指定管理者の決定までの間、応募提案書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は、指定管理者選定に関する公表等のため、必要な場合には応募提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

9 提出先及び提出期限

- (1) 提出先 山口市総合政策部文化振興課
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
Tel 083-934-2717
Fax 083-934-2670
 - (2) 提出期限 平成18年10月16日（月） 持参の場合 午後5時必着
郵送の場合 当日消印有効とします。
- ※ 期限後における提出は、受理しません。

10 審査及び選定に関する事項

市が設置する総合政策部指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において指定管理候補者を選定します。

- (1) 選定方法
選定委員会において応募書類及びヒアリングにより指定管理候補者を選定します。
- (2) 選定結果の通知及び公表
選定結果については、応募者全員に10月下旬に文書でお知らせするとともに、市報等において公表します。
- (3) 選定基準
選定における評価項目は下記のとおりです。
 - ① 山口市菜香亭の利用者の平等な利用が確保され、かつサービスの向上が図られているか。
 - ② 事業の内容が、山口市菜香亭条例第3条の規定に沿ったものであり、山口市菜香亭の設置目的を發揮できるものとなっているか。
 - ③ 管理運営にあたり、経費の縮減が図られているか。
 - ④ 山口市菜香亭の業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか。
 - ⑤ 伝統文化や観光面からのまちづくりを進める上での能力を有しているか。

1 1 市議会の議決等

市は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理候補者を指定管理者に指定する議案を山口市議会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、次に該当する場合は、指定管理候補者の選定を取り消します。この時、指定管理候補者が山口市菜香亭の指定管理者応募のために支出した費用について、市は一切補償しません。

- (1) 指定管理候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事由が生じたとき。
- (2) 上記の議案を山口市議会が否決したとき。
- (3) 上記の議案について、山口市議会が会期中に議決に至らなかったとき。

1 2 協定に関する事項

指定管理候補者は、議会の議決を受けた後、選定委員会による選定結果に基づき、市と指定管理候補者間で管理運営費・事業内容・その他必要事項について協議を行い、協定を締結します。特に、管理運営費については市の想定した予算額を上回っている場合は提案された額を調整させていただくことがあります。

1 3 管理運営事務の引継事項

- (1) 指定管理開始前までの引継について

平成19年3月31日までに旧指定管理者と事務の引き継ぎを行い、山口市菜香亭の管理運営をスムーズに行えるよう準備すること。この時の人件費、事務費については、指定管理者側にて負担すること。

- (2) 指定管理終了後の引継について

指定期間終了後若しくは指定の取り消し等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継に協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。特に、次期指定管理者の指定期間の施設の利用予約にかかる引継に関しては、遺漏がないよう十分留意すること。

1 4 問い合わせ

〒753-8650

山口市亀山町2番1号

山口市総合政策部文化振興課

TEL083-934-2717

FAX083-934-2670